

告 示

埼玉県告示第百号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一條第二項の規定により、令和四年埼玉県告示第四百六十六号により指定した区域の指定を次のとおり一部解除する。

令和八年二月十日

埼玉県知事 大野元裕

一 形質変更時要届出区域としての指定を解除する区域

別図のとおり（埼玉県飯能市南町五十三番四の一部）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一條第一項の基準に適合していなかつた特定有害物質の種類

砒素及びその化合物

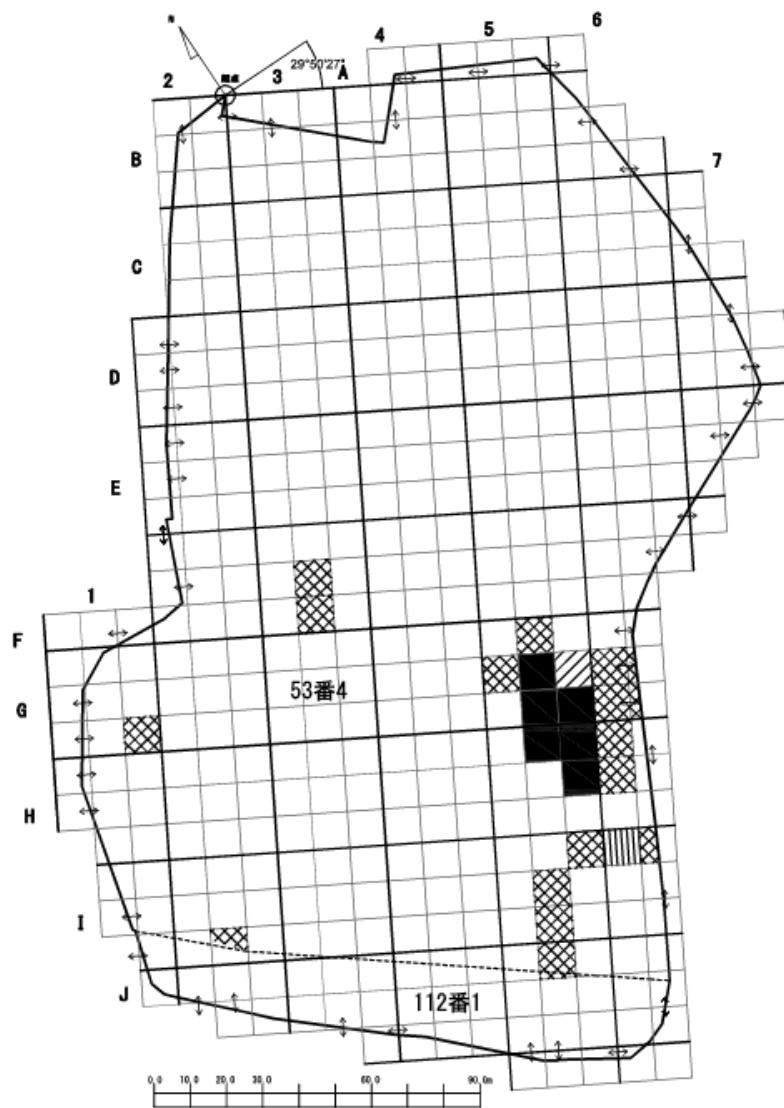
三 土壤汚染対策法施行規則第三十一條第二項の基準に適合していなかつた特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

四 講じられた汚染の除去等の措置

基準不適合土壤の掘削による除去

別図



【起点】

起点は、埼玉県飯能市南町53番4の最北端とする。

【格子の回転角度】29度50分27秒

格子の回転角度は、起点通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

凡例

- : 筆境界
 - : 敷地境界
 - : 10m格子
 - : 30m格子 ←→ : 区画統合
 - ▨ : 形質変更時要届出区域
 - : 形質変更時要届出区域の指定を解除する区域
 - ▨▨ : 形質変更時要届出区域の指定を解除する区域（砒素及びその化合物のみ解除）
 - ▨▨▨ : 形質変更時要届出区域の指定を解除する区域（鉛及びその化合物【含有のみ】解除）
- | | | | |
|-------|------|------|-------|
| A1-1 | A1-2 | A1-3 | 10.0m |
| A1-4 | A1-5 | A1-6 | |
| A1-7 | A1-8 | A1-9 | |
| 10.0m | | | 30.0m |
- 1
A